

公表監第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（公益財団法人 西宮市大谷記念美術館）、出資団体監査（西宮市土地開発公社）及び指定管理者監査（奥アンツーカ株式会社）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成27年11月20日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

目 次

指定管理者監査結果報告 奥アンツーカ株式会社

第1	監査の対象	16 - 2
第2	監査の期間及び方法	16 - 2
第3	監査の結果	16 - 2
1	指定管理の概要	16 - 2
2	使用料収入の状況	16 - 4
3	指定管理経費の収支状況	16 - 5
4	業務の改善	16 - 6
5	所管部局での業務実施状況	16 - 6
6	むすび	16 - 7

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第16号
平成27年11月19日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

指定管理者監査結果報告

(奥アンツーカ株式会社)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市鳴尾浜公園有料公園施設(浜甲子園運動公園)、西宮市鳴尾浜臨海公園有料公園施設(海づり広場を除く。)、西宮市津門中央公園有料公園施設及び都市公園、西宮市立能登運動場、西宮市立甲子園浜野球場の指定管理者、奥アンツーカ株式会社における、主として平成26年4月1日から27年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第2 監査の期間及び方法

平成27年7月30日から事務局監査に入り、同年10月19日には奥アンツーカ株式会社及び市民文化局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	奥アンツーカ株式会社
代 表 者	代表取締役 奥 洋彦
所 在 地	大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号
指定期間	25年4月1日から30年3月31日まで

(2) 対象施設

旧公園緑地課所管分	西宮市鳴尾浜公園有料公園施設(浜甲子園運動公園)
	西宮市鳴尾浜臨海公園有料公園施設(海づくり広場を除く。)
	西宮市津門中央公園有料公園施設及び都市公園
旧スポーツ推進課所管分	西宮市立能登運動場
	西宮市立甲子園浜野球場

施設の設置及び管理は、西宮市都市公園条例及び西宮市運動施設条例に基づいています。なお、一部を除く有料公園施設が西宮市運動施設条例に移管されたことに伴い、27年度からは西宮市運動施設条例に基づいて行われています。

27年度以降の対象施設は次のとおりです。

施 設	備 考
浜甲子園体育館	体育室 1,478㎡ 会議室Ⅰ 36㎡ 会議室Ⅱ 38㎡
浜甲子園野球場	A面 両翼66m・中堅72m B面 両翼66m・中堅72m C面 両翼78m・中堅84m
浜甲子園多目的グラウンド	A 8,200㎡ B 5,600㎡
浜甲子園テニスコート	砂入り人工芝 13面
鳴尾浜臨海野球場	両翼91m・中堅120m
鳴尾浜臨海テニスコート	砂入り人工芝 6面
津門野球場	両翼91m・中堅112m
能登運動場	運動場 4,264㎡ 会議室 88㎡
甲子園浜野球場	両翼91m・中堅116m

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりです。

- ア 施設の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。
- イ 施設の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務を行うこと。
- ウ 施設の使用の制限に関する事務を行うこと。
- エ 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- オ その他施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

(4) 指定管理料

26年度の指定管理料については、年度協定書が締結され、旧公園緑地課所管分は76,275,000円、旧スポーツ推進課所管分は19,124,000円と定められています。これらの金額には、指定管理者が行う修繕費として、それぞれ3,600,000円、2,000,000円が含まれており、残額が生じた場合は精算し市に返還すると規定されています。

なお、施設の大規模な改築、維持補修等にかかる工事費、備品購入費、光熱水費は市が負担するため、この額には含まれていません。

2 使用料収入の状況

最近3か年の各施設における使用料収入及び利用件数の状況は、次のとおりです。

(単位：円、件)

	24年度(参考)		25年度		26年度	
	使用料	利用件数	使用料	利用件数	使用料	利用件数
浜甲子園体育館	4,170,690	1,643	3,793,970	1,940	3,411,290	2,009
浜甲子園野球場	8,664,600	640	8,905,480	631	8,870,530	551
浜甲子園多目的グラウンド	2,704,460	413	2,564,560	360	2,363,680	382
浜甲子園テニスコート	20,361,110	5,948	20,555,830	5,639	21,871,790	6,012
鳴尾浜臨海野球場	7,198,600	513	6,760,200	487	7,119,100	521
鳴尾浜臨海テニスコート	9,617,880	3,120	8,676,730	2,719	9,574,830	3,134
津門野球場	5,316,600	457	5,386,050	473	5,201,800	447
能登運動場	1,064,300	1,130	1,114,450	1,328	1,076,050	1,402
甲子園浜野球場	4,790,350	459	4,315,350	426	4,979,550	480
合 計	63,888,590	14,323	62,072,620	14,003	64,468,620	14,938

注1 24年度の指定管理者は公益財団法人西宮スポーツセンター。

2 使用料は、器具使用料、夜間照明施設使用料、冷暖房費用を含む。

26年度の使用料収入は、前年度に比べ3.9%増の64,468,620円、利用件数は前年度に比べ6.7%増の14,938件となっており、いずれも増加しています。

3 指定管理経費の収支状況

26年度の収支状況は、次のとおりです。

旧公園緑地課所管分

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	76,275,000	人件費	51,260,700
自主事業	15,485,235	福利厚生費	71,077
自動販売機	4,571,397	通信費	426,551
		消耗品費	1,280,998
		雑費	2,303,220
		事務費	2,060,906
		保守点検・維持管理費	19,555,568
		修繕費	5,505,946
		自主事業費	12,283,422
		自動販売機・その他	1,574,380
計	96,331,632	計	96,322,768

収支差額 8,864円

旧スポーツ推進課所管分

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	19,124,000	人件費	2,520,000
自動販売機	616,752	福利厚生費	14,442
		通信費	195,462
		消耗品費	153,581
		雑費	317,778
		事務費	450,579
		保守点検・維持管理費	13,740,153
		修繕費	2,063,290
		自動販売機・その他	270,284
計	19,740,752	計	19,725,569

収支差額 15,183円

年度協定書第2条第3項の規定により、修繕費の負担金額(旧公園緑地課所管分3,600,000円、旧スポーツ推進課所管分2,000,000円)に残額が生じた場合、精算し市に返還することとなっていますが、いずれも負担額を超える金額を支出しているため、返還額は生じていません。指定管理者の負担金額を超えた修繕は、本来、市が行うべきものですが、旧公園緑地課所管分では多額の超過額が生じていました。

備品購入費については市が負担することとなっていますが、全ての備品を市が貸与するのでは迅速な対応ができない場合があると思われます。グラウンド整備用のコートブラシなど、金額や耐用年数で消耗品との区別が難しいものについては、コスト削減や柔軟な対応が期待できるよう、備品購入のあり方について検討してください。

4 業務の改善

利用率向上のため、鳴尾浜臨海公園(野球場・テニスコート)で12月から2月の使用時間の2時間延長を試行実施したほか、浜甲子園体育館ではバスケットゴール板を2基増設し、従来の全面使用から、半面使用としています。浜甲子園テニスコートでは、テニス教室以外の市民等が参加できるレディースダブルス練習会やその成果を競う浜甲子園杯レディースダブルス大会を開催し、浜甲子園多目的グラウンドではサッカー教室の開講やマーチング練習会の誘致を行っています。

また、熱中症対策として、各施設の外気温を計測掲示するとともに熱中症患者へは経口補水液を無償で提供し、浜甲子園体育館では、夏の暑さ対策のためパラソルのレンタルを実施したほか、浜甲子園多目的グラウンドをお花見の時期、期間限定で開放するなど、さまざまな取り組みを行っています。

5 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第13条で年度終了後30日以内に提出することとされており、旧公園緑地課分、旧スポーツ推進課分ともに27年4月30日付で報告書が提出されています。このほか、指定管理者から月例報告を受け、施設の管理・運営状況を確認しています。現地調査については、27年2月9日に鳴尾浜臨海公園(野球場・テニスコート)で、同年3月19日に能登運動場でそれぞれ実施し、業務の履行状況の確認等を行っています。

業務の再委託は、市の承認を得て行うことができると基本協定書等で規定されており、募

集要項では、自主事業を行う場合は市との協議が必要とされています。再委託や自主事業については事業計画書の中に記載されていますが、事業計画書承認の決裁はなく、承認の通知も文書ではなく口頭で行われています。承認の決裁をした上で、文書による承認通知を行ってください。

また、募集要項には、自主事業を行う際の詳細や自動販売機の取扱いなどについて記載がありません。応募者がそれぞれのノウハウやアイデアを活かした提案ができるよう、募集要項の記載内容は十分に精査してください。

6 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

施設の管理運営については、27年度から指定管理の範囲が運動施設に限られることになり、公園内の植栽や屋外トイレなど公園施設の管理等は市が行っています。また、鳴尾浜臨海公園や甲子園浜野球場の付設駐車場は指定管理者の管理施設ではなく、他団体が管理しています。合理的かつ効率的な施設運営ができるよう、駐車場等の一体管理について検討してください。

指定管理施設に係る収支状況では、提案時と大きく異なる科目も見られます。市は、提案内容の達成状況の評価を行い、次年度以降の業務の改善に活かすよう努めてください。また、適切なモニタリングにより業務の履行状況を把握し、指定管理者に対して適切な指導・助言を行ってください。

奥アンツーカ株式会社は、市と連携・協働してサービスや利用者数の向上により一層努めてください。